

令和7年度
佐賀県産素材コスメ原料化推進事業補助金
募集要領

公益財団法人佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター

<応募受付期間>

令和7年5月14日（水）～（予算上限に到達次第終了）

※毎月末日後、審査内容の審査を行います。

<事務局（お問い合わせ・申請書類提出先）>

公益財団佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター 技術振興課

〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114

電話 0952-34-4413

FAX 0952-34-4412

メール kenkyuu@mb.infosaga.or.jp

※この補助金の関係資料は佐賀県産業イノベーションセンターホームページから
入手できます。<URL> <https://www.infosaga.or.jp/news/000216.php>

1. 目的

佐賀県コスメティック構想の目的の一つである佐賀県のコスメ原料の供給地化を推進するため、佐賀県内の地域素材を活用した化粧品原料化に取り組む企業を支援します。

2. 実施主体

佐賀県産業イノベーションセンター（以下「センター」という。）が、本補助金の募集、審査・採択、補助金の交付などを実施します。

3. 補助対象者

次の（１）及び（２）を満たす者

（１）県内外の化粧品原料メーカー等

（２）自己又は自社の役員等が、以下の①～⑦のいずれにも該当しない者

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年（1991年）法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

③暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※上記の②～⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合は、応募要件を満たしません。

4. 補助対象事業の内容および対象経費

この補助金の対象となる事業は、佐賀県内において生産された素材のコスメ原料化を推進する事業とし、その対象経費は、次のとおりとする。

（１）佐賀県で生産された素材を化粧品原料とするために必要な規格書・安全データシート（SDS）等の作成にかかる試験等を実施するために必要な費用。（機器購入費等を除く）

(2) その他センター所長が認めた費用

5. 補助率、補助限度額及び補助期間

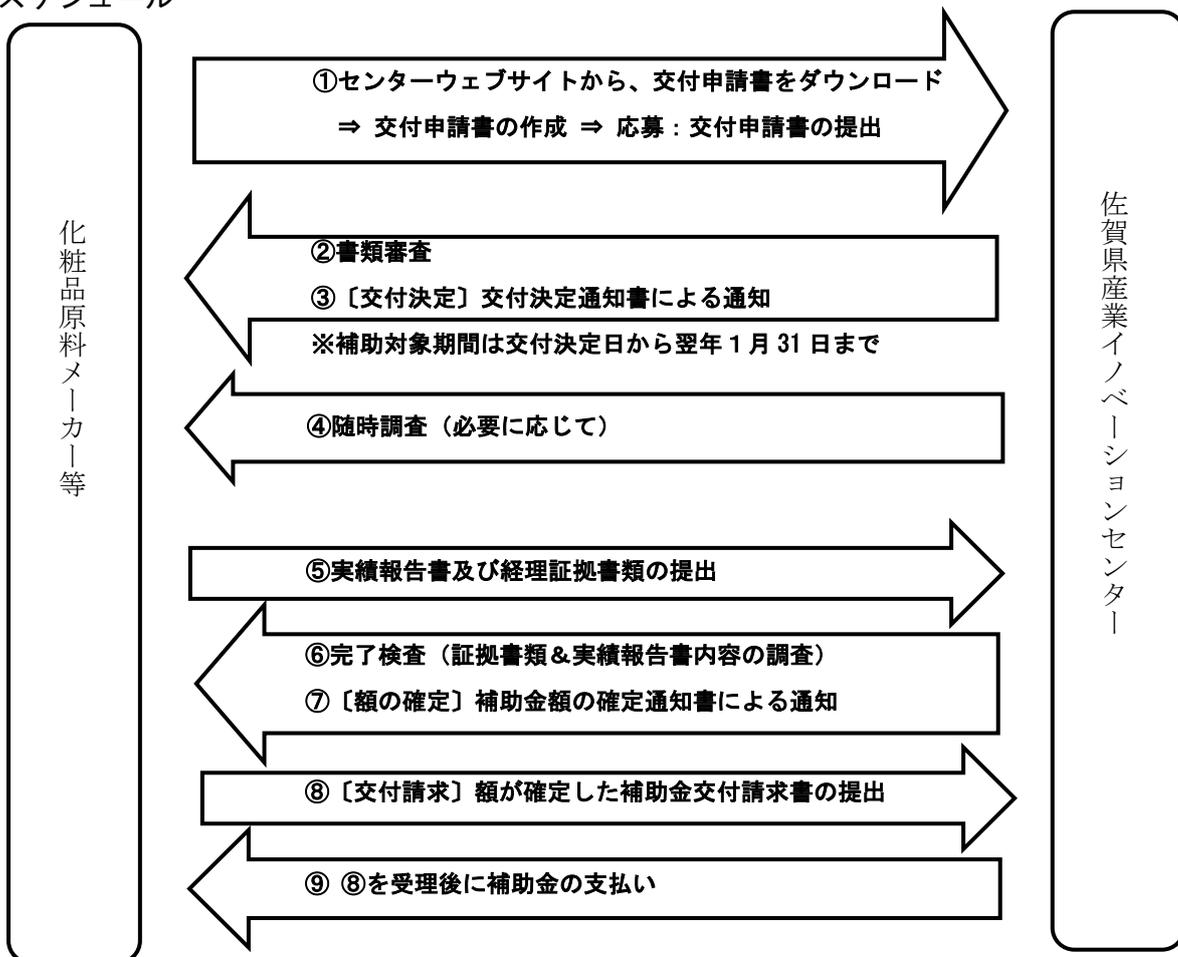
補助率	補助上限額	補助期間
1/2以内	50万円	交付決定日から同年度の1月31日まで

6. 募集期間

令和7年5月14日（水）～（予算上限に到達次第終了）

※毎月末〆切後、審査内容の審査を行います。

7. スケジュール



8. 応募方法

応募に当たっては、提出書類（センターホームページからダウンロード）に必要事項を記入し、持参又は郵送してください。

○持参の場合の受付

平日の8時30分から17時までとします。

○郵送の場合の受付

簡易書留等の記録が残る方法で下記送付先へお送りください。

【申請書類の送付先】

〒849-0932

佐賀市鍋島町八戸溝114

佐賀県産業イノベーションセンター 技術振興課

コスメ事業担当 宛

（申請書類在中）

<応募に当たっての注意事項>

- ・ 電子メールによる申請書は受け付けません。
- ・ 同一申請者による本補助金に係る当該年度の応募限度件数は1件とします。
- ・ 提出された申請書類等は、原則として返却しません。

9. 応募に必要な書類（提出部数：各1部、A4サイズ、クリップ止め）

No.	項目	内容	入手先等
1	交付申請書	・様式第1号:鑑、Aシート、Bシート	センターHP
2	申請者概要	申請先の概要(申請事業者名・代表者名・設立年・事業内容・沿革等)が分かるもの(パンフレット等)	各自保管分

※上記の提出書類の他に、審査等の必要に応じて資料の追加提出及び説明を求めることがあります。

10. 経費の見積り

事業に要する経費の見積書を徴取する際には下記に留意してください。

- ・ 補助金交付申請時において、業者より見積書を取得してください。見積書の取得が難しい場合は、センターにご相談ください。
- ・ 補助事業の着手時（物品の発注等時）、申請時の補助金額算定のために徴取し

た見積書の期限が発注時点で切れていた場合は、あらためて見積書を徴取するようにしてください。

11. 応募書類の審査

(1) 審査方法等

- ①審査は、センターが設置する審査会において実施し、書類審査を行います。
必要に応じて、審査会前に応募者にヒアリング又は追加資料の提出を求める場合があります。
- ②審査会は、中立の立場から厳正に審査します。
審査会委員の氏名及び審査の経過については、応募者を含め公表しません。
- ③審査の結果（採択【交付決定※】／不採択）は、センターから連絡担当者にメールで通知します。
電話等による事前照会には応じることができません。
※交付決定…交付決定とは、補助対象事業者及び補助対象事業を決定したもので、事業完了後の最終的な補助金交付額を決定するものではありません。

12. 補助金額の確定・支払い等

補助金は、実績報告書の提出と完了検査を経て、補助金額を確定した後に交付します。

(1) 実績報告書の提出

補助事業の契約・実施・支払等がすべて完了後、速やかに提出してください。

(2) 完了検査

センターは、提出された実績報告書に基づき、完了検査を行います。

(3) 補助金額の確定

完了検査後、センター内での審査を経て、補助金の額を確定します。ただし、補助金の額は実績に基づくため、補助金交付決定額から減額となることがあります。

(4) 補助金の交付

補助金額の確定後、確定通知を送付いたします。補助事業者は、通知内容に基づきセンター指定の請求書を作成し送付してください。センターにおいて請求書受領後、補助金を支払います。

13. 補助事業に関する留意事項

- (1) 補助金の支払いは精算払いです。一旦、補助事業者が全額資金調達し、経費の支払いを済ませていただく必要があります。

- (2) 交付決定日より前に契約（発注）や支出を行った経費については、補助対象外となり、補助金を受けることができませんので、ご注意ください。
- (3) 物品等の発注及び支払いにあたっては下記に留意してください。
- ①10万円（税込）以上の売買、請負、その他契約等をする場合は、2社以上の見積書を徴取してください。ただし、2社以上の見積書を徴取することが困難又は不相当である場合は、一社選定理由書（別紙1）を提出することで一社選定にすることができます。（申請時は一社のみで構いません。）
- ②10万円（税込）以上の売買、請負、その他契約をする場合は、「佐賀県ローカル発注促進要領」に基づき、佐賀県内の事業者を優先的に活用するように努めてください。県外の事業者から調達するときは、県外企業と契約する理由書（別紙2）※を提出していただきます。（申請時の補助金額算定のために徴取した見積書については県外事業者でも構いません。）
- ※一社選定理由書を作成する場合は、県外発注理由書の作成は不要です。
- ※補助対象経費の100%を佐賀県内事業者から調達している場合は加点対象となります。
- ③補助対象の支払い方法は、銀行振込が原則となります。ただし、現金、クレジットカードによる支払いについては次の条件をすべて満たしている場合のみ補助対象となります。Pay払いなどでの電子マネー、小切手又は手形での支払いは原則認められません。

支払い方法	認められる条件
現金	<ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ない理由により、振込による支払いが困難であること。 ・ 総額 10 万円未満(税込)の支払いであること。 ・ 支払先発行の領収書が提出できること。 ・ その他、経費の妥当性の確認に必要な証憑書類を提出できること。
クレジットカード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用日及び銀行口座からの代金引き落としが補助事業期間内に確認できること。 ・ 補助事業者のカード(法人の場合は当該法人名義のカード)であり、補助事業者名義の金融機関口座からの引き落としが確認できること(代表者のカードや社員のカードによる立て替えは対象外)。 <p>※支払時にポイントを取得・利用した場合のポイント相当分は、補助対象外となります。</p>

- (4) 補助事業は、令和8年1月31日までに完了する必要があります。補助対象経費の支払い及び実績報告書の提出についても同日が期限となります。

- (5) 本事業の実施にあたっては、収支を記載した帳簿を備えるなど、事業の収支を管理し、補助対象経費を明確にして、経費の証拠書類（見積書、納品書、請求書、支払いを証明する書類等）を整備しなければなりません。
- (6) 会計検査院による会計検査の対象となります。補助事業終了後、会計検査院などによる実地検査が行われることがあります。この検査により、補助金の返還命令書の指示がなされた場合はこれに従わなければなりません。また、補助事業終了後5年間、補助事業に係る関係書類の保管義務があります。

14. 個人情報の取扱い

申請に関連して提供された個人情報については、次の目的にのみ利用します。
ただし、法令等により提供を求められた場合等を除きます。

- ・ 審査、交付申請等の補助事業に係る連絡
- ・ 補助事業終了後は、フォローアップ調査、アンケート調査等の連絡

一社選定理由書（業者選定理由書）

※ 2社以上の見積書の入手が困難な理由について、以下のとおり説明いたします。

【注意点】

- ・業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよいという理由だけでは、選定理由として不適切です。
- ・用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争の方法によることが原則となります。

申請者名 (補助事業者名)	
設置場所	※複数申請する場合は、すべてを記載してください。
契約する事業者名	
品名・契約名	
チェック	理由
<input type="checkbox"/>	オーダーメイド、メーカー直販、特定代理店販売、知的財産権など取扱店が1社に限られることが客観的に分かる場合。
<input type="checkbox"/>	その他（理由を記載してください）

佐賀県外企業と契約する理由書

申請者名 (補助事業者名)	
設置場所	※複数申請する場合は、すべてを記載してください。
契約する県外企業名	
県外企業が所在する 都道府県名	
品名・契約名	
チェック	理由
<input type="checkbox"/>	県内企業と比較したところ、県外企業の方が高品質又は高い技術力であり（県外企業の企画・履行能力が県内企業より優れていた）、補助事業を合理的に実施するにあたって最適と判断したため。 ※県内企業の見積書の提出が必要です。 →困難な場合は一社選定理由書を作成してください。
<input type="checkbox"/>	金額以外の条件が事業者にとって不利となるため。（品質・性能等の要素が業者によって異なる、運送・保管等の際の地理的条件等により事業者にとって不利となる場合）
<input type="checkbox"/>	県内企業に補助事業の実施に向けて対応できる企業が見つからないため。また、購入予定商品の取り扱いをしている県内企業がない（メーカーが販社を指定している）ため。
<input type="checkbox"/>	補助事業期間内に県内企業では納品されることが困難なため。
<input type="checkbox"/>	その他（理由を記載してください）

※一社選定理由書を提出する場合は作成不要。